

議案第 14 号

白井市附属機関条例の一部を改正する条例の制定について

白井市附属機関条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和 8 年 2 月 13 日提出

白井市長 笠井 喜久雄

提案理由

本案は、白井市市民連携・協働推進会議を設置するため、条例の一部を改正するものです。

白井市附属機関条例の一部を改正する条例

白井市附属機関条例（平成24年条例第24号）の一部を次のように改正する。

別表市長の項白井市男女共同参画推進会議の目の次に次のように加える。

白井市市民 連携・協働 推進会議	<p>(1) 地域コミュニティに関する団体、市民活動団体及び市の連携・協働の推進に関する事項について調査審議すること。</p> <p>(2) コミュニティ基本方針の策定及び改定に関する事項について調査審議すること。</p> <p>(3) 協働事業提案制度に関する事項について調査審議すること。</p>	会 長 副 会 長 委 員	<p>(1) 学識経験を有する者</p> <p>(2) 公共的団体等の代表者</p> <p>(3) 市民</p>	8 人 以 内	3 年
------------------------	--	---------------------	--	------------	-----

附 則

この条例は、令和8年4月1日から施行する。

議案第14号資料

○白井市附属機関条例（平成24年条例第24号）新旧対照表

改正案							現行								
(略)							(略)								
別表（第2条関係）							別表（第2条関係）								
執行機関	附属機関	担任する事務	組織	委員の構成	定数	任期	執行機関	附属機関	担任する事務	組織	委員の構成	定数	任期		
市長	(略)						市長	(略)							
	白井市男女共同参画推進会議	(略)							白井市男女共同参画推進会議	(略)					
	白井市市民連携・協働推進会議	(1) <u>地域コミュニティに関する団体、市民活動団体及び市の連携・協働の推進に関する事項について調査審議すること。</u> (2) <u>コミュニティ基本方針の策定及び改定に関する事項について調査審議すること。</u> (3) <u>協働事業提案制度に関する事項について調査審議すること。</u>	会長 副会長 委員	(1) <u>学識経験を有する者</u> (2) <u>公共的団体等の代表者</u> (3) <u>市民</u>	8人以内	3年		(新設)							
(略)							(略)								
(略)							(略)								